

国際安全管理規範

International Safety Management Code (ISM Code)

船主にとっての意義は、そして組合はいかに支援できるか?

ロイズリストその他種々の海運業界紙など、現在発行されているもので、懸案中の ISM コードの強制適用がひき起こす関心（むしろパニックの部類にいれるべきかもしれませんが）に気づかないことはありません。この問題に関する記事が出ない日はないくらいです。船主が ISM コードを無視するなら、自分でリスクを背負いこむしかないという時代を目の前にし、我々もまた乗り遅れないように重い腰をあげることにします。

では、話題の国際安全管理規範 (ISM コード) とはいったい何なのか?

これは、船舶の安全な管理・運航と汚濁防止のために国際的な規範あるいは水準を提供することを意図して・国際海事機構 (International Maritime Organization = IMO) が作成したものです。このコードの目的は、船舶運航における安全の実施を確実にし、船舶管理を向上させ、それによって願わくば船上の安全も向上させようとするものです。船主が安全運航のシステムと手順を陸上・船上ともに実施することが強調されています。ISM コードは運航基準や手順について、責任補償計画も技術的要件も紹介しているわけではなく、純粹に管理に関するものです。IMO は現在、このコードの周知を計っているところですが。

OK、それで了解したが、なぜパニックなのか?

ISM コードは 500 総トン以上の客船、オイルタンカー、ケミカルタンカー、ガスキャリアー、バラ積み船及び高速貨物運搬船に対して、1998 年 7 月 1 日から強制適用されます。その他の 500 総トン以上の貨物船や可動式外洋施設については、2002 年 7 月 1 日から強制適用されます。

しかし、Ro-Ro 客船に関してはヨーロッパ連合

の評議会は、加盟国に対して直接適用可能な訓令によって、当コードの実施期日を 1996 年 7 月 1 日からと提案してきました。これは船籍を問わず、EU 加盟国発着の定期運航に従事する Ro-Ro フェリーにのみ適用されることになりません。ノルウェーの客船で百人以上の乗客を運べるものに関しては、このコードはすでに強制的に適用されています。

1998 年 7 月 1 日 - まだ十分時間があるから心配はいらない。

幻滅させるのは忍びがたいのですが、今からお考え頂かなければなりません。コードに準じた船舶管理運航手順を設定し軌道に乗せるには時間がかかります。まだ作業に取りかかっておられない組合員の皆様は、コードに焦点を当てて、求められる安全管理手順の準備作業に着手されるようお勧めします。

もう少し教えてほしい。

船舶を所有あるいは運航する会社は、いわゆる安全管理システム (Safety Management System = SMS) を備えていなければなりません。SMS はコードが宣言する目的をカバーしていなければなりません。即ち、海上の安全、人身事故や事故死の防止、環境特に海洋環境の破壊回避を確実にすることです。

SMS が網羅すべきことは正確にはなにか?

SMS には ISM コードに従った能力管理手順が設定されていることを明確にしていなければなりません。これらの手順で必須の規則・条項に準じていること、そして船級協会や海運産業機構などの機関のガイドラインや、基準・勧告を考慮にいれていることを保証することです。

ISM コードは特に SMS が以下の事項を組み入れることを要求しています。

(1) 安全及び環境保護政策

- (2) 関連国際法及び船籍国の法律に従った船舶の安全運航及び環境保護を確実にする指示及び手順
- (3) 陸上及び船上の人員間の権限段階と通信連絡系統の確定
- (4) 事故及びコードの条項との不一致の報告手順
- (5) 非常事態に対する備え及び対応手順、そして
- (6) 内部監査と管理見直しの手順

各船舶の SMS 手順は書面になっていなければならず、「安全管理手引き」と言われる書類にまとまっていなければなりません。また各船舶はそのコピーを備えていなければなりません。

通信連絡及び報告が重要らしいが、これについてコードが他に言っていることは？

SMS の非常に重要な部分であり、まさに ISM コードの中心にある事項の一つは、陸上と船上の人員間のコミュニケーションです。これは、船舶の安全運航を確実にするには、船主あるいは運航者と船上にいる人員との間に明確に定められた連絡系統がなければならぬとする考えからです。故にコードは、すべての船主運航者が陸上の担当者を定め、船上の人員との連絡係りとすることを要求しています。コードではかかる人員を「指定担当者」(Designated Person)と言っています。

コードでは「指定担当者」は次の仕事を割り当てられています。

「...指定担当者の責任と権限には、各船舶の運航の安全及び汚濁防止の側面の監視、及び必要に応じた十分な援助と陸上からの支援が含まれているべきである。」

安全管理システムを作り、安全管理手引き書を確保して、次の段階は？

船主または船主から船舶の運航に関する責任を引き継いだ人（すなわち管理人）は、コードに従っていることの証明を取得する必要があります。

実際には、SMS 及び陸上ベースと船上の管理体制を、例えば船級協会などの公認の当局に提出して審査してもらうことになります。関連の証書は、適格証書(Document of Compliance = DOC) と安全管理証書(Safety Management Certificate = SMC)の二つです。

DOC は本船の船籍国の政府または政府を代表する組織（例えば船級協会）が発行する証書で、該当船主あるいは運航者（管理者）が十分な SMS を設定したことを証明するものです。DOC のコピーを各船舶に備えておかなければなりません。

SMC も同様に船籍国の政府または政府承認の組織が発行します。SMC は審査組織が船主及び船上の管理者が承認された SMS に従って運航していることを確認してから（すなわち DOC が取得されてから）発行されます。

実際的な関わりは了解した。法的関連は生じるか？

ISM コードは、船舶管理手順に関して、特に船上の人員との通信・連絡や強制的な規則に対する服従に関しては、個々の船主の組織内に現存する慣習をある程度集大成することになります。しかしこのコードの目的は船舶管理の国際的基準、即ちそれによって行動が測られる規範を確立することなので、その影響が広範囲に及ぶのは避けがたいことです。

確立された SMS に従わなかった場合、船主が例えばハーグ規則またはハーグ・ヴィスビー規則のもとで賠償請求に応訴する可能性、あるいは限度条約、特に 1957 年限度条約のもとに責任を限定する可能性に影響がおよぶことが有り得るかについては議論の余地があります。また、SMS に従わなかった場合、船主の船体と P&I 両方の保険契約に影響が及ぶ可能性もあります。湛航性のある船舶を提供する船主の義務が絡んだ場合、あるいは所有する船舶の状態についての認識が問われた場合は、ISM コードが影響を及ぼすことが考えられます。もし船舶の安全運

航及び管理の基準となるものに従っていないことを請求者が立証すれば、船主は怠慢であったとみなされ、従ってそのような不服従から生じる損害に対して責任があるとされることも有り得ましょう。逆に効果的な SMS を確立しそれを固守している船主は、賠償請求を受けた場合でも応訴がしやすいと感じるかもしれません。承認された基準があるのですから、それを指し示し、その基準に従って行動したことを立証できれば、請求に直面しても苦勞しないですみそうです。

そのうえ十分な SMS を確立した船主は、さらに高度な訓練を積んだ人員による、より組織的な運航の結果、賠償請求の減少を見るかも知れません。

この全体像の中での組合の役割は？

多くの組合員はすでに ISM コードに従った SMS を実行中か、実行準備中です。組合は近年賠償請求の減少を経験していますが、これら少なくとも幾分かは、安全管理の重要性と船舶の組織だった運航の必要性の認識が高まったためと信じています。そのこともあって組合は船主の皆様にご注目いただき、実行についてのお手伝いもしたいと願っています。

組合が組合員のためにできることは何か？

ISM コードの 1、4 条によると、コードに記された原則に従って SMS を定められた期間内に確立するのは、まずは船主自身の責任です。組合はコードに即した SMS の草案を作成し実行するところまで、全面的なご相談をお引き受けすることはできませんが、P&I 危険や P&I 賠償請求の取扱いになどに関する主要な分野でお役にたてます。

ガードの基本姿勢は、賠償請求の事前回避及びその取扱いの双方で、組合の経験を会員の皆様と分かちあうことです。組合は船主の作成される安全手引き書のこの分野における指示や手順を吟味することはできます。加えて非常時対応計画は、組合自身の非常時対応計画と同調して

いなければなりません。緊急時において可能かつ実際的な場合は常に、組合と組合員が統一のとれたチームとして動けるように備えをしておくためです。

ISM コード情報源グループ

当組合は、組合員の皆様からの ISM コードに関するご質問に対応する情報源グループとして弁護士と船長資格を持ったスタッフからなるチームを編成しました。ご質問にお答えするだけでなく、コードに関連する問題について個々の組合員の要求や必要に合わせたセミナーや研究会をご用意いたします。